

## 令和7年3月期 定例教育委員会議

- ・開催日時 令和7年3月26日（水） 午後2時00分から
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室
- ・出席者  
教育長 村田明彦  
教育長職務代理者 奥野貞一  
委員 多田謙司  
委員 新熊和彦  
委員 原田奈緒美
- ・説明者  
教育監兼生涯学習部長 田中直明  
学校教育部長 藤田晃治  
学校教育課長 伊藤圭  
スポーツ振興課長 梁川泰延  
文化財・世界遺産室長 南口修二  
こども保育課長 吉井裕子  
学校教育課参事 種村知哉  
学校教育課長補佐 篠原靖
- ・事務局  
教育政策課長 寺元麻子  
教育政策課長補佐 尼丁香奈
- ・議事日程
  - 日程第1 会議録署名委員の指名について
  - 日程第2 教育長月次報告
  - 日程第3 議案第47号  
令和6年度一般会計補正予算（第11号）（案）について
  - 日程第4 議案第48号  
羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会の委員の任免について
  - 日程第5 議案第49号  
羽曳野市認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定について

- 日程第 6 議案第 50 号  
羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 7 報告第 21 号  
羽曳野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 8 議案第 51 号  
羽曳野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について
- 日程第 9 議案第 52 号  
特殊職の会計年度任用職員に関する規則の制定について
- 日程第 10 議案第 53 号  
羽曳野市立学校教職員被服等貸与規則を廃止する規則の制定について
- 日程第 11 議案第 54 号  
羽曳野市教育振興基本計画の策定について
- 日程第 12 議案第 55 号  
令和 7 年度取組みの重点と指示事項「グローアップはびきの」について
- 日程第 13 議案第 56 号  
後援名義の使用許可について
- 日程第 14 報告第 22 号  
羽曳野市教育委員会点検・評価報告書について
- 日程第 15 報告第 23 号  
後援名義の使用許可について
- 日程第 16 議案第 57 号  
令和 7 年 4 月 1 日付人事異動について
- 日程第 17 その他  
日程調整など

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長において、奥野委員を指名しました。

日程第2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 3月11日に、誉田中学校特色ある取り組みの発表会が行われました。
- (2) 3月14日に、中学校卒業式が行われました。
- (3) 3月18日に、小学校卒業式が行われました。
- (4) 3月19日に、幼稚園卒園式が行われました。

日程第3 議案第47号

令和6年度一般会計補正予算（第11号）（案）について

- スポーツ振興課長から、資料に基づき令和6年度一般会計補正予算（第11号）（案）について説明があり承認を求めました。

《スポーツ振興課長》

総合スポーツセンター管理運営事業の汚水槽・雑排水槽排水ポンプ及び汚水槽水中曝気ポンプ更新工事の繰越明許費の補正となります。

予算は、その年度末までに執行することが原則となりますが、契約する工事が年度内に完了の見込がたたないことから、令和7年度に繰り越そうとするものです。

はびきのコロセアムは平成9年度に竣工してから27年が経つことから、設備を順次更新するため、令和6年11月に契約を締結しましたが、一部のポンプの納期が遅れていることから、令和7年3月末までの工事の完了が難しく、工期を延長して対応するものです。

なお、工期の遅れによる施設運営に影響はありません。

【採 決】 全員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第48号

羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会の委員の任免について

- 文化財・世界遺産室長から、資料に基づき羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会の委員の任免について説明があり承認を求めました。

《文化財・世界遺産室長》

執行機関の附属機関である羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会について、構成委員である和田晴吾会長から、辞職届の提出がありましたため、当該委員の解嘱と後任の委嘱となります。

なお、和田会長については、解嘱日を令和7年3月31日付とし、後任の委員については、羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会規則により、令和7年4月1日から令和8年10月31日までとなります。

【採 決】 全員一致により原案どおり可決することに決定しました。

#### 日程第5 議案第49号

羽曳野市認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定について

- こども保育課長から、資料に基づき羽曳野市認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定について説明があり承認を求めました。

《こども保育課長》

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により意見を伺うものです。

本市の認定こども園では、国の幼保連携型認定こども園教育・保育要領で定められた、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を、令和3年に策定し、従来の教育課程、保育課程に該当するものとして運用してきましたが、認定こども園は教育・保育を行う場であり、今後、質の高い幼児教育を進めていく中で、職員の意識を高められる方針となるものとして教育課程作成の必要性を考えました。

具体的には幼稚園のような、年間の期ごとの教育課程がなかったことから、この度、令和8年度に開園予定の（仮称）第3こども園の準備会議において検討し、お手元の資料のとおり策定することとしました。

作成にあたっては、幼稚園における教育課程等をベースに、こども園では、2歳以下からすでに入園している園児もいること等も踏まえ、歳児ごと、また、期ごとに、子供たちの成長が感じられるよう、国の教育・保育要領に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を念頭に作成しました。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領でも定められている5つの領域、心身の健康に関する領域である健康、人との関わりに関する領域である人間関係、身近な環境との関わりに関する領域である環境、言葉の獲得に関する領域であ

る言葉、感性と表現に関する領域である表現に加え、全体的な計画の中でも位置付けられている食育の計6項目とし、実際の子どもの姿、発達などをふまえ、この時期に経験させたい活動を具体的に意見交換し、育てたい幼児像を共有しながら、期ごとの内容を検討しました。

会議は、こども園、幼稚園、保育園すべての施設から選出する職員ですすめてきましたので、それぞれの生活の違いはありましたが、幼児期にふさわしく、経験させたい活動、育てたい幼児の姿は共通するものがありました。内容をふかめるために、職員交流を行い、実際にそれぞれの幼児とかかわることで、幼児期に大事にしていること、疑問点など、活発な意見交換が行われました。

同じ活動でも歳児や時期によって内容が変わることを検討会議では繰り返し話合われ、この教育課程をもとに、園の実態に合わせて、年間指導計画、長期の指導計画、短期の指導計画が作成されるため、今後、新規採用職員などの経験の浅い先生方にもわかるような指標として考えました。

令和7年度からは、こども未来館たかわし、向野こども園においても、今回策定する教育課程を踏まえ、園ごとの年間指導計画等につなげていきたいと考えております。

《教育長》

保育園には保育指針が、幼稚園には教育要領があると思いますが、認定こども園にはどのようなものがあるのですか。

《こども保育課長》

教育・保育要領となります。

この度の計画の6項目についても、この要領を基準に、実際のこどもの姿を当てはめて策定しております。

《教育長》

それぞれに大きな違いはあるのですか。

《こども保育課長》

幼稚園には3歳～5歳の教育課程があり、内容は基本的に同じものとなりますが、たとえば、幼稚園では3歳から、4歳からと入園してから始まりますが、こども園の場合は、それぞれのこどもが入園する年齢が違うため、入園する年齢を問わず、歳児ごと、期ごとを定めている点が、幼稚園とは異なる点となります。

《多田委員》

この内容は、羽曳野市のオリジナルなものですか。

他市は、どのようなものですか。

《こども保育課長》

今回のものは、羽曳野市のこども園での、教育課程となります。  
また、縦軸や横軸も決まっているものではないため、市ごとに、様々な作り方をされています。

《奥野委員》

この計画は、保護者の方が見ることができるものですか。

《こども保育課長》

現在は、市のホームページ等で公開はしていませんが、今後公開することは可能です。

《教育長》

15 カ年教育を推進する上では、小学校や中学校の先生方にも何らかの形で知ってもらいたいと思います。

《こども保育課長》

検討してまいります。

**【採 決】** 全員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 6 議案第 50 号

羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- 学校教育課長から、資料に基づき羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明があり承認を求めました。

《学校教育課長》

今年度末をもって廃園となる西浦幼稚園について、園名を削るため規則を制定しようとするものです。

幼稚園の定員を定める別表から、西浦幼稚園を削ります。

**【採 決】** 全員一致により原案どおり可決することに決定しました。

《教育長》

西浦幼稚園の廃園に関して、こども保育課吉井課長から報告してもらいます。

《こども保育課長》

3月25日に、西浦幼稚園を近年卒業された園児やその保護者、地域の方等、自由に参加できるお別れ式を実施し、記念となるよう、参加者に幼稚園舎の壁面にお花を描いてもらいました。

また、5月下旬に西浦幼稚園を見学できる最後の機会として見学会を開催する予定です。

日程第7 報告第21号  
羽曳野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について

日程第8 議案第51号  
羽曳野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について

- 教育政策課長から、資料に基づき羽曳野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定についてと羽曳野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について、一括した説明がありました。

《教育政策課長》

報告第21号は、令和7年4月1日付で機構改革を実施するにあたり、教育委員会事務局の組織及びその事務分掌を定めている羽曳野市教育委員会事務局処務規則の改正が必要となりました。

教育委員会規則の改正については、教育委員会議にて承認を経ることとされておりますが、市長部局との調整により、令和7年3月21日までに改正の手続きを完了する必要があったため、羽曳野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定に基づき、教育長専決により本規則を制定し、同規則第4条第2項に基づき報告を行うものです。

改正の内容は、主に3点です。

1点目は、食育・給食課に公会計化に伴う事務を追加。

2点目は、生涯学習課とスポーツ振興課を統合し、新たに生涯学習スポーツ課を設置。

3点目は、教育監の職を廃止することです。

また、これらに関連する規則の改正も、同様に行っており、施行期日は令和7年4月1日となります。

続いて議案第51号です。

先ほどの報告第21号の改正に伴い、関係する7つの教育委員会規程を改正する

もので、改正する規程は記載のとおりとなり、施行期日は、令和7年4月1日となります。

【採 決】 全員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第52号  
特殊職の会計年度任用職員に関する規則の制定について

- 教育政策課長から、資料に基づき特殊職の会計年度任用職員に関する規則の制定について説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

会計年度任用職員のうち、非常勤特定業務職員の休暇等は任命権者が別に定めることとしているため、教育委員会に設置する非常勤特定業務職員の休暇等について、規則を制定しようとするものです。

施行期日は令和7年4月1日です。

具体的には、特殊職の職員の主任英語指導助手、英語指導助手、教育改革担当参与、市民大学長、部活動指導員、はびきのオリジナルティチャーに係る勤務時間、休暇を定めたものとなります。

【採 決】 全員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第53号  
羽曳野市立学校教職員被服等貸与規則を廃止する規則の制定について

- 教育政策課長から、資料に基づき羽曳野市立学校教職員被服等貸与規則を廃止する規則の制定について説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

現在、市立学校に勤務する教職員へ貸与している被服について、近隣市の状況等を鑑み、貸与することを廃止するためこの規則を制定しようとするものです。新たに羽曳野市に配属されました教職員の方に、夏場はスポーツシャツ、冬場はトレーニングウェア又は運動靴を、中学校教職員の理科、家庭科、養護の教諭に白衣を希望があれば貸与していましたが、これを廃止とするものです。

施行期日は令和7年4月1日となります。

《教育長》

廃止することについて、学校から意見はなかったのですか。

《教育政策課長》

廃止することについて、事前に校長会で説明し、ご理解いただいております。

【採 決】 全員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 11

議案第 54 号

羽曳野市教育振興基本計画の策定について

- 教育政策課長から、資料に基づき羽曳野市教育振興基本計画の策定について説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

この度、作成しました羽曳野市教育振興基本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の定めるところにより、国・府の計画を参酌し、併せて第 2 期羽曳野市教育大綱と基本理念、基本方針を共有しております。

羽曳野市の大切な宝である子どもたちをはじめ、羽曳野市に暮らすすべての人が心身ともに健康で輝きを持って生活が出来るよう、学校教育および生涯教育を展開していこうとするものです。

計画期間は令和 7 年度から令和 10 年度の 4 年間となります。

4 ページには、本市の基本理念である「豊かな人生を切り拓き 社会の持続可能な発展を支える人づくり」を継承して、5 つの基本方針と各方針に紐づく 15 の施策で構築しております。

既にお目通しをいただいていることから、計画内容の詳細な説明は割愛します。なお、本計画に係るパブリックコメントのご意見はございませんでしたが、委員の皆さまからいただきましたご意見につきましては、反映をさせていただいております。

《教育長》

委員の方からの意見の反映は、どこに記載がありますか。

《教育政策課長》

2 ページ下に、SDGs の推進に関する記載を追記しております。

【採 決】 全員一致により原案どおり可決することに決定しました。

令和 7 年度取組みの重点と指示事項「グローアップはびきの」  
について

- 学校教育課長から、資料に基づき令和 7 年度取組みの重点と指示事項「グローアップはびきの」について説明があり承認を求めました。

《学校教育課長》

毎年度 4 月に、教育委員会から市立学校と幼稚園に対する指示事項として作成しているものです。

詳細説明は、担当の篠原からいたします。

《学校教育課長補佐》

このグローアップはびきのは、年度当初に取り組みの重点と指示事項としてすべての小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園の校園長に対して示すものです。大阪府教育長からの指示事項をベースに、国や大阪府の動向を照らし合わせて事務局案として作成しております。

令和 6 年度においては、構成を章立てにする等、レイアウトを大幅に変更することで指示事項を視覚的に意識しやすくし、また、教職員が学校現場において有効に活用できるよう、関連する資料等を二次元コード化したものを掲載しました。

これらのことは、校長や教職員からも、市の方向性を確認する上で高い評価を得ていることから、令和 7 年度においても、章立てやレイアウトは変更することなく作成しています。

それでは、内容について、変更点を中心に説明します。

巻頭言としては、教育長のメッセージに加えて、これまでも教育委員会として大事にしてきた教育理念と共有ビジョンについて記載しています。

第 1 章では、危機管理マニュアルを再確認すること、虐待の早期発見、未然防止への取り組みや対応について記載しています。

第 2 章では、保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携にこども園を含めた記載とし、義務教育開始前後の 5 歳児から小学校 1 年生までの、いわゆるかけはし期の充実について記載しています。

また、令和 6 年度から開始したチーム担任制の推進について、より具体的に記載しています。

第 3 章には、労働基準法第 36 条に基づく協定の締結についてと教育のわいせつ行為防止について具体的な事例を記載しています。

第 4 章には、生徒指導體制の充実の中に、保護者と協力した不登校対応の推進と保護者支援についてを記載し、いじめ対応については、いじめの重大事態発生時の対応についてを記載し、問題発生行動発見のための早期発見取り組みや早期の適切な取り組みを記載しています。

第5章には、食物アレルギー対応への二者択一の対応についてを追記しています。この二者択一とは、アレルギー源を含む献立がある場合に食べるか食べないかを選択することとし、除く等の対応はしないこととなり、小学校給食におけるアレルギー対応の大きな変更となります。

第6章では、児童生徒が学び方を身につけることができるよう、授業展開はタブレット端末を効果的に活用し、協働的な学びの充実を図れるような工夫をすることについて記載しています。

また、ALTを活用した外国語活動や英語教育の充実と探求的な学習の充実について追記しています。

巻末には、各校における具体的な取り組み指標を記載しており、令和6年度からの大きな変更点はありません。

令和6年度の取り組み状況については、年間を通じて複数回の学校訪問を実施し把握するほか、各担当者を集めて研修・連絡会・報告会等を通じて把握しており、現在は、年間を通じた最終報告を求めているところです。

《教育長》

この内容について、事前に各教育委員の意見等をいただいているのですか。

《学校教育課長補佐》

事前に見ていただき、頂戴したご意見を反映しています。

《教育長》

令和6年度から実施している5歳児検診の記載はありますか。

このことは、大阪府内で初めて、発達支援の医師と指導主事等が連携した取り組みであり、この検診結果を生かして小学校、中学校と連携していくといった記載はありますか。

《学校教育課長》

12ページ(4)就学前からの一貫した支援教育の推進において記載しています。

《奥野委員》

アレルギー対応の二者択一について、再度説明してもらいますか。

《学校教育課長》

今までは、医者によってはアレルギー源に慣れていく考えもあり、場合によって、半分だけ食べたりする対応を小学校給食でしていました。

しかしながら、令和7年度2学期からは、中学校での全員給食が始まるといった大きな転換期でもあることから、医師から管理指導票が提出されたものに関しては、このような半分といった選択肢はなくして、全部を食べるか食べないかといった選択肢のみとするという対応を学校では行うこととなります。

《教育長》

おかずが2品、スープが1品として、その内の1品だけが食べられない場合はどうなるのですか。

《学校教育課長》

食べられないものを補う1品を保護者が子どもに持たせることとなります。

《教育長》

あくまで、食べられない1品を食べるか食べないかということ、この二者択一という表現から読み取れますか。

《学校教育課参事》

小学校給食では、子ども自身がその日の自分の体調に応じて半分食べたり、また自身で除去したものを全部食べるといったことがあります。これからは、アレルギー源を含むものは、食べるか食べないかの二者択一の選択をすることとなります。

《多田委員》

私がこれを見たときには、給食を食べるか食べないの二者択一、選択制になるのかと思いました。

《教育長》

給食のごはん、スープ、おかず2品の全部を食べるか食べないかの二者択一ではなく、あくまでアレルギー源を含むものだけを食べるか食べないかの二者択一か、今の文面では誤解を与えかねないと思います。奥野委員もそう感じたからこそその質問だったのではないですか。

《奥野委員》

私も、その日の給食すべてを食べるか食べないかの二者択一だと思いました。

《学校教育課長》

この表現については、食育・給食課と相談します。

《多田委員》

食べるか食べないかの決定をするのは、学校それとも保護者ですか。

《学校教育課長》

医療機関からの学校生活管理指導表に記載されているアレルギーについて、二者択一を学校として運用していくこととなります。一度、学校生活管理指導表を提出した子どもが、成長過程においてアレルギー

が緩和されたのであれば、再度医療機関を受診の上で学校生活管理指導表がなくなれば、学校は給食を提供することとなります。

《教育長》

国の方針として、アレルギーがある場合は、学校生活管理指導表を必ず学校へ提出するようにしていますが、作成が有料であることから家庭環境によっては困難なこともあり、これまでは提出を必須とはしていませんでした。現在は、その作成が無料になったこともあり、今後は提出を必須とすることとしたいということですね。

《学校教育課長》

そのとおりです。

《教育政策課長》

本日の会議のその他の案件にて、食育・給食課から羽曳野市立学校における食物アレルギー対応の手引きの改訂についての説明もあります。

《教育長》

それでは、二者択一の記載については再検討してください。

【採 決】 全員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 13 議案第 56 号  
後援名義の使用許可について

●教育政策課長から、資料に基づき後援名義の使用許可について説明があり承認を求めました。

新規申請事業が 1 件となります。

団体名は一般社団法人こどものみらい応援団、事業名は子供の才能発見講座、事業実施日は令和 7 年 4 月 23 日～30 日の内 2 日間、実施場所は L I C はびきので、参加人数は各 15 名となります。

事業内容は、サイグラムという行動パターン分析ツールを使って、子どもの個性や才能を具体的に発見し伝えるもので、最新の脳科学に基づいた子どもの隠れた才能の見つけ方講座となります。

事業の目的は、子どもと自分の個性の違いを知ればママ・パパの育児はもっと楽しくなって、日本の未来を明るくすることとなります。

【採 決】 全員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 14 報告第 22 号  
羽曳野市教育委員会点検・評価報告書について

- 教育政策課長から、資料に基づき羽曳野市教育委員会点検・評価報告書について報告がありました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条により、教育委員会は、毎年、その教育行政事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとなっています。令和 5 年度に実施した主要な事務事業について、令和 6 年 10 月 10 日に羽曳野市教育委員会評価委員会議を開催し、教育に関し学識経験を有する 3 名の評価委員にご審議いただき、意見を聴取し、報告書にまとめましたので、別紙のとおり報告するものです。

委員からのご意見は、報告書の 123 ページと 124 ページに記載しています。

今年度は不登校児童生徒適応指導事業、特別支援教育推進事業、幼保一元化推進事業、中百舌鳥・古市古墳群周知啓発活動事業などにおいて、概ね、好評なご意見をいただきました。

なお、本日以降において、議会に報告書を配布させていただき、その後、市ホームページにおいても公開する予定です。

日程第 15 報告第 23 号  
後援名義の使用許可について

- 教育政策課長から、資料に基づき後援名義の使用許可について報告がありました。

《教育政策課長》

前回の教育委員会議以降に教育長が、専決処分を行ったもの 6 件の報告になります。

1 件目は、専決処分日は 3 月 6 日、団体名は「羽曳野市スポーツ少年団 羽曳野市少年軟式野球連盟」、事業名は「令和 7 年度羽曳野市軟式野球スポーツ少年団（第 47 回羽曳野市長杯）」です。

2 件目は、専決処分日は 3 月 13 日、団体名は「一般社団法人羽曳野藤井寺青年会議所」、事業名は「第 4 回わんぱく相撲羽曳野藤井寺場所」です。

3 件目は、専決処分日は 3 月 13 日、団体名は「第 48 回はびきの市民フェスティバル白鳥伝説「はびきの祭」実行委員会」、事業名は「第 48 回はびきの市民

フェスティバル白鳥伝説「はびきの祭」」です。

4件目は、専決処分日は3月13日、団体名は「書道研究会 由源社」、事業名は「第48回由源全国書道展」です。

5件目は、専決処分日は3月17日、団体名は「大阪大谷大学」、事業名は「2025年度大阪大谷大学 公開講座」です。

6件目は、専決処分日は3月24日、団体名は「公益社団法人日本プロボウリング協会」、事業名は「初心者向き健康ボウリング教室」です。

日程第16 議案第57号  
令和7年4月1日付人事異動について

《教育長》

議案第57号につきましては、個人情報を取り扱う案件でございますので、羽曳野市教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、秘密会とし行いたいと思いません。このことにつきまして、異議はございませんか。

《全委員》

異議なし

《教育長》

ご異議がないようですので、議案第57号は、秘密会といたします

日程第17 その他

- (1) 食育・給食課長から羽曳野市立学校における食物アレルギー対応の手引きの改訂について報告がありました。
- (2) 学校教育課長から自然災害に伴う登下校について報告がありました。
- (3) 生涯学習部長からネーミングライツパートナー決定について報告がありました。
- (4) 事務局から、今後の日程について連絡がありました。

教育長から、次回の4月定例教育委員会を、4月9日（水）に予定すること通知しました。

[ 教育長 閉会の挨拶 ]

閉会：午後4時10分